

保険料の軽減および減免

保険料の法定軽減制度

国の定める所得基準を下回る世帯は、保険料の均等割額および平等割額について、7割、5割または2割を軽減します。ただし、所得が申告されている場合に限りです。

また、全世帯の未就学児の保険料の均等割額について、2分の1を軽減します。例えば、軽減割合が7割世帯の未就学児の場合、残り3割の2分の1を軽減することから軽減割合は8.5割となります。(保険料の法定軽減の申請は不要です。)

軽減割合	軽減の基準(前年中の所得) (「世帯主+世帯主を除く被保険者+特定同一世帯所属者」の前年中の合計所得)
7割	合計所得が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円以下の場合
5割	合計所得が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(29.5万円×被保険者数)以下の場合
2割	合計所得が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(54.5万円×被保険者数)以下の場合

- ※給与所得者等とは、一定の給与所得又は公的年金所得がある方のことです。
- ※事業主が事業専従者に支払った専従者給与額及び事業専従者控除額は事業主の所得とみなし、事業専従者が事業主から支払いを受けた給与は無いものとみなして軽減割合を判定します。
- ※長期・短期譲渡所得の特別控除は適用されませんので、土地や建物の売却等による譲渡所得は特別控除前の金額で軽減割合を判定します。
- ※繰越純損失等があった場合は、適用後の金額で軽減割合を判定しますが、青色申告による繰越純損失は専従者控除を適用させないなど国民健康保険独自で算出した繰越損失額を適用し、判定します。
- ※退職所得以外に分離課税の所得金額も含んだ金額で軽減割合を判定します。
- ※公的年金等の受給者で65歳以上の方(1/1現在の年齢)は、公的年金等所得額から15万円を差し引いた金額で軽減割合を判定します。

特定世帯等に係る保険料の軽減特例措置について

国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者と国民健康保険の被保険者に分かれた世帯(特定世帯等)について、下記のとおり保険料の措置があります。

- 保険料軽減判定の際に国保から脱退した後期高齢者医療制度の被保険者の所得および人数を含めて軽減判定を行います。
- 世帯員(主)が国保から後期高齢者医療制度に移行したため、国保加入者が1人となる世帯について平等割額を軽減します。

保険料の条例による減免制度

災害、失業、倒産、その他の事情で保険料を納めることが困難なときは、申請により次のような減免を受けられる場合があります。申請期限は、年度末(3月31日)までなので、お早めに住所地の区役所国保年金課にご相談ください。

多子減免については、減免に該当する場合、区役所より申請書を送付しますので、返送してください。

事情の種類	減免基準	減免内容
災害	風水害、火災、震災などにより、世帯の財産が20%以上被害を受けた場合	被害の程度により、災害等が発生した月から12か月以内に到来する保険料納期額分の40~100%を減免
低所得	今年中の見込み総所得金額が5割の法定軽減の基準以下に該当する場合 当該年度法定軽減世帯(2割を含む)を除く	保険料年額の20%を減免
所得減少	失業または事業の休廃止などにより所得が前年比で30%以上減少し、かつ300万円以下になった場合	当該年の所得金額により、所得割額の40~80%を減免
給付制限	刑事施設への収容など、給付を受けられない期間が1か月(月の1日から末日まで)を超える場合	給付を受けられない期間(最後の月を除く)の保険料月額の全額を減免
生活困窮	生活保護の適用を受けることとなった場合など	各条件にもとづき一定の割合を減免
多子	前年の世帯の所得が320万円以下で、所得割額が賦課され、18歳未満の子等を国保の同世帯に2人以上扶養する場合	18歳未満の子等2人目から1人につき、最高43万円に所得割料率を乗じて得た額を所得割額から減免
旧被扶養者	被用者保険の本人が後期高齢者医療制度の被保険者となったため、その被扶養者(65歳以上)が国保に加入した場合	1.旧被扶養者のみの世帯の方 ①所得割額の全額を減免 ②均等割額・平等割額の半額までを国保の資格取得日の属する月から2年間減免 2.前号に掲げる方以外の方 ①旧被扶養者に係る所得割額の全額を減免 ②旧被扶養者に係る均等割額の半額までを国保の資格取得日の属する月から2年間減免

※保険料の軽減および減免の判定の際は、擬制世帯主(P35参照)の所得を含みます。

非自発的失業者の方に対する国民健康保険料の軽減について

リストラなどで職を失った方が在職中と概ね同程度の保険料負担で国民健康保険に加入できるよう、保険料の負担を軽減します。

対象となる方

◇離職日時点で65歳未満の方で①または②に該当する方

- ①雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇等の事業主都合により離職した方)
(離職理由のコード表示が「11、12、21、22、31、32」の方)
- ②雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了等によりやむを得ず離職した方)
(離職理由のコード表示が「23、33、34」の方)

※①・②以外の理由で失業された方(失業時に65歳以上の方や雇用保険適用外の方などを含みます)で、所得が一定の基準を下回り保険料を納めることが困難なときは、保険料の減免(P40参照)を受けられる場合があります。

雇用保険受給資格者証 (印+票)

1. 支給番号 2. 氏名

3. 雇用保険受給資格者番号 4. 生年月日 7. 求職番号

8. 住所又は施設

9. 委託方法(特号(白庫)番号、全職職関名、委託名)

10. 受給期間満了年月日 11. 離職年月日 12. 離職理由

13. 60歳到達時賃金日額 14. 離職時賃金日額 15. 給付別額

16. 求職申込年月日 17. 認定日 18. 受給期間満了年月日

19. 請求手当日額 20. 前次給付日数 21. 遺算被保険者期間

22. 離職前事業所名

23. 再就職手当支給額 24. 特例表示(児童扶養、一括、遺現、市町村)

※特例受給資格者および高齢受給資格者[雇用保険受給資格者証の右上に「特」、「高」と表示]は、この制度の対象外です。

※特例受給資格者および高齢受給資格者[雇用保険受給資格者証の右上に「特」、「高」と表示]は、この制度の対象外です。

届出に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
又は雇用保険受給資格通知(全件版)
- 保険証

※該当する方は必ず届出してください。届出がない場合は、軽減されません。

※ハローワークで失業等給付の受給手続を完了された方であれば、「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知(全件版)」を持参しなくても軽減の届出ができる場合があります。

※軽減対象期間であれば、遡って保険料の軽減を適用します。

軽減方法

非自発的失業者本人の前年の所得のうち給与と所得のみを30/100として国民健康保険料を算定します。

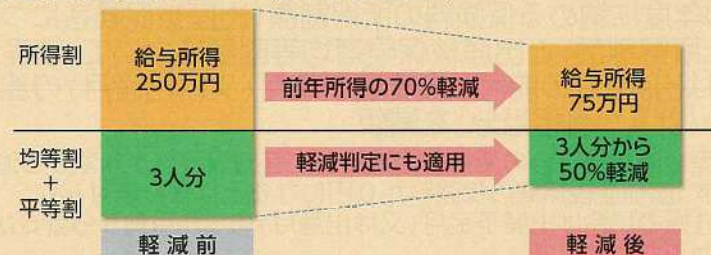
算定例(医療分)

非自発的失業者軽減の適用による保険料軽減(令和6年度医療分の保険料率で算定)

モデルケース

離職日	令和6年3月31日
世帯主	夫婦2人と18歳以下の子1人の世帯の場合
世帯主:前年給与所得額	250万円(45歳)
妻:前年給与所得額	0万円(43歳)
子	:1人(16歳) ※未就学児の場合、未就学児の均等割額を軽減

非自発的失業者軽減のイメージ(前年所得の取扱い)



区分	軽減前	軽減後
所得金額	主:250万円、妻:0円、子:0円 計:250万円	主:75万円、妻:0円、子:0円 計:75万円
均等割	23,170円×3人=69,510円	11,580円×3人=34,740円 ※5割軽減基準(3人世帯:131.5万円)
平等割	27,140円	13,570円 ※5割軽減基準(3人世帯:131.5万円)
所得割	(250万円-43万円)×8.20% =169,740円	(75万円-43万円)×8.20% =26,240円
計	266,390円	74,550円(▲191,840円)

軽減対象者

※支援金分、介護分も同様に計算します。
※国民健康保険料=医療分+後期高齢者支援金分+介護分(介護分は40~64歳のみ)で算定します。

※高額療養費等の所得区分の判定にも、前年の給与所得を30/100として対応します。

軽減措置期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで(最大2年分)

出産した被保険者に係る 国民健康保険料の軽減について

世帯に出産した又は出産する予定の国民健康保険の被保険者がいる場合に、保険料の負担を軽減します。

対象となる方

令和5年11月1日以降に出産した又は出産する予定の国民健康保険被保険者の方

※妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。

軽減する保険料

その年度に納める保険料の所得割額(出産被保険者につき算定した所得割額)と出産被保険者均等割額について、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月相当分(計4か月相当分)を減額

※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から計6か月相当分が減額されます。

届出に
必要なもの

母子健康手帳など

- (1)出産予定日を確認することができる書類(出産後に届出を行う場合は、親子関係を明らかにすることができる書類)
- (2)単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

災害、失業、倒産、病気などの 特別な理由もなく保険料を納めないでいると

保険証のかわりに資格証明書を交付

資格証明書で診療を受けた場合は全額自己負担となります。

※ただし、保険料を納付し、保険証が交付されたときは、申請により保険給付分が支給されます。(申請期限は事実発生から2年です)

保険給付の差し止め

療養費、高額療養費、葬祭費などの保険給付の全部又は一部が差し止められる場合があります。

◆ 保険料の納付相談等の窓口ご案内 ◆

保険料を滞納すると

保険料は、納期限内に納めなければなりません。納期限までに納めないときは、法令に定める延滞金を加算されるほか、滞納処分(財産差押等)を受けることがあります。

火事、風水害などの被害を受け、又は病気や負傷で働けないなどの事情がある場合などで、保険料を納期限内に納付することが困難な方は、分割納付や徴収の猶予などの相談をお受けします。納付について特別な事情がある場合は
お早めにご相談ください。



財政・変革局 債権管理室 東部料金納付課

小倉北区役所 東棟 4階
小倉北区大手町1-1

住所区	電話番号
門司区	582-2025
小倉北区	582-2026
小倉南区	582-2027
市外	

財政・変革局 債権管理室 西部料金納付課

コムシティ 4階
八幡西区黒崎三丁目15-3

住所区	電話番号
若松区	588-4220
八幡東区	588-4221
八幡西区	
戸畑区	

未納保険料のお知らせをしています

保険料の納期を過ぎても納付がない方に対し、督促状や催告状を送付するとともに、「北九州市税金・料金お知らせセンター」(民間委託業者)による電話での未納保険料のお知らせ及び納付案内を実施しています。

お知らせセンターからの電話は、平日(9:00~19:00)及び土・日・祝日に行っており、093-967-6957の電話番号が表示されます。

納付書以外で、未納保険料の納付をお願いすることはありません。